



2026年1月22日

各 位

会 社 名 株式会社ソフト99コーポレーション

代表者名 代表取締役社長 小西 紀行

(コード: 4464 東証スタンダード)

問 合 せ 先 取締役管理本部長 上尾 茂

(TEL. 06-6942-8761)

ECM マスター ファンド SPV 3による当社株式に対する

公開買付けの開始に関するお知らせ

ECM マスター ファンド SPV 3（以下「公開買付者」といいます。）により、2026年1月21日付で、別添のとおり、当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の開始に関する公表がなされましたので、お知らせいたします。

当社としましては、今後、公開買付者の関連当事者である Effissimo Capital Management Pte Ltd より受領した2026年1月19日付「第2回公開買付けによる株式会社ソフト99コーポレーションの株式取得に関する意向表明書」と題する書面及び本公開買付けに係る開示文書の内容その他の関連情報を精査した上で、本公開買付けに関する当社の見解を公表する予定です。なお、本開示資料は、本公開買付けに関する意見を表明するものではありません。本公開買付けに対する当社の意見は、決定次第速やかにお知らせいたします。

以 上

(添付資料)

2026年1月21日付「株式会社ソフト99コーポレーション（証券コード4464）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2026年1月21日

各 位

会 社 名 ECM マスター ファンド SPV 3  
代表者名 ディレクター 高坂 卓志

## 株式会社ソフト99 コーポレーション（証券コード4464）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

ECM マスター ファンド SPV 3（以下「公開買付者」といいます。）は、第1回公開買付届出書（下記「1. 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」にて定義します。）にて開示しておりましたとおり、第1回公開買付け（下記「1. 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」にて定義します。）が成立したもの、公開買付者グループ（下記「1. 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」にて定義します。）の所有する、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している株式会社ソフト99 コーポレーション（コード番号：4464、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上とならなかった場合には、第1回公開買付価格（下記「1. 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」にて定義します。）と同一の価格を買付け等の価格として、買付予定数の上限及び下限を設定しない再度の公開買付けを必ず実施することとしておりました。

そして、第1回公開買付けは2025年11月13日に成立したものの、公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上とならなかったことから、公開買付者は、本日、対象者普通株式を、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

##### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、株券等の取得及び所有等を目的として、ケイマン諸島法に基づき2021年3月10日に設立された法人（外国法人）であり、本日現在において、対象者普通株式6,767,917株（所有割合（注1）31.34%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、別途の記載がある場合を除き、比率の計算において同様に計算しております。））を所有しております。公開買付者の株式は、エフィッシュモ キャピタル マネジメント ピーティーイー エルティーディー（以下「ECM」といいます。）が運用するイーシーエム マスター ファンド（ECM Master Fund）（以下「MF」といいます。）の受託者として、サンテラ（ケイマン）リミテッド（以下「サンテラ」とい、公開買付者、ECM及びサンテラを総称して、以下「公開買付者グループ」といいます。）が全て所有しています。また、公開買付者の投資権限及び投資対象の議決権行使に係る権限は、公開買付者とECMとの間の投資一任契約に基づきECMが有しております。

また、公開買付者の特別関係者であるECMは、本日現在、対象者普通株式を100株（所有割合0.00%）所有しており、公開買付者の特別関係者であり、ECMが運用するMFの受託者としてのサンテラは、本日現在、対象者普通株式を1,036,400株（所有割合4.80%）所有しており、公開買付者グループは、本日現在、対象者普通株式を合計で7,804,417株（所有割合36.14%）所有しております。

（注1）所有割合とは、対象者が2025年11月7日に提出した第72期半期報告書（以下「対象者第72期半期報告書」といいます。）に記載された2025年9月30日現在の対象者普通株式の発行済株式総数（22,274,688株）から、対象者第72期半期報告書に記載された同日現在の対象者の所有する自己株式数（679,509株）（なお、当該自己株式数には、対象者の「従業員持株会支援信託ESOP」の信託財産である対

象者普通株式105,100株を含めておりません。以下、対象者が所有する自己株式数について同じです。) を控除した数(21,595,179株)に対する割合をいいます。以下、別途の記載がある場合を除き、同じです。

ECMは、対象者普通株式の市場株価が対象者の企業価値に比べて割安であると考えたため、2007年5月中旬に対象者普通株式を初めて取得して以来、時期によって増減はあるものの、18年以上にわたり対象者普通株式の保有を継続しており、その間、ECMは対象者に対して、十数回にわたる経営陣との面談を中心としたエンゲージメントを通して、対象者の経営の効率性等に関する課題について伝達してきました。

そのような中、ECMは、2025年8月6日に堺アセットマネジメント株式会社(以下「堺アセットマネジメント」といいます。)が開示した、「株式会社ソフト99コーポレーション(証券コード:4464)の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」と題する堺アセットマネジメントによる対象者に対する公開買付け(以下「堺アセットマネジメント公開買付け」といいます。)に関するプレスリリース(以下「堺アセットマネジメント公開買付けプレスリリース」といいます。)を確認し、堺アセットマネジメント公開買付けが実施されることを知るに至りました。

しかしながら、対象者普通株式1株につき2,465円という堺アセットマネジメント公開買付けの買付け等の価格(以下「堺アセットマネジメント公開買付価格」といいます。なお、堺アセットマネジメント公開買付価格は、2025年10月17日付けで、2,680円に変更されております。)は、株価純資産倍率(以下「PBR」といいます。)1倍を下回る著しく割安な水準であり、少数株主利益が保護されていないと考えられ、ECMとしては、少数株主利益の保護に強い懸念を生じさせる堺アセットマネジメント公開買付けが許容される事態は、日本の資本市場に対する国内外の投資家の信頼を損なうことにもなりかねず、2007年5月に対象者普通株式への投資を開始して以来、18年以上の長期にわたり対象者の株主であり続けるECMが株主としての責任を適切に果たすためにも、看過することはできないと考えました。そこで、ECMは、ECMが要請した対象者の特別委員会との面談を拒否されたことを含めた総合的な状況判断の結果、対象者の中長期的な企業価値向上を確保しつつ、少数株主の利益を保護することを目的として、公開買付者が2025年9月16日付けで関東財務局長に提出した公開買付届出書(同年10月1日付け及び同月29日付け提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含み、以下「第1回公開買付届出書」といいます。)に記載のとおり、買付予定数の下限を6,163,300株(所有割合:28.54%)とし、買付予定数の上限を設定せず、買付け等の期間を2025年9月16日から同年10月29日まで(なお、その後、買付け等の期間は2025年11月13日まで延長されました。)、対象者普通株式1株当たりの買付け等の価格(以下「第1回公開買付価格」といいます。)を4,100円として、公開買付者による対象者普通株式に対する公開買付け(以下「第1回公開買付け」といいます。)を実施するに至りました。公開買付者が第1回公開買付けの実施に至った経緯の詳細については、「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程」「②本公開買付けの背景等」をご参照下さい。

その後、第1回公開買付けは、買付予定数の下限である6,163,300株(所有割合:28.54%)を上回る6,767,917株(所有割合:31.34%)の対象者普通株式の応募をもって2025年11月13日に成立し、同月20日に第1回公開買付けの決済が完了しております。

第1回公開買付けは、対象者の中長期的な企業価値向上を確保しつつ、少数株主の利益を保護することを目的としており、対象者の非公開化を目的とするものではありませんでしたので、第1回公開買付けにおいては、買付予定数の下限につき、公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上となる株式数とは設定していませんでした。もっとも、対象者がECMに対して、買付予定数の下限を公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総

株主の議決権の3分の2以上となる株式数と設定していない第1回公開買付けについては強圧性の問題が解消されていないと主張し、更に、2025年9月25日付けで公表した「ECM マスター ファンド SPV 3による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明（反対）のお知らせ」と題するプレスリリース（以下「第1回公開買付け反対意見表明プレスリリース」といいます。）及び同月26日付けで関東財務局長に提出された第1回公開買付けに関する意見表明報告書の訂正報告書（以下「9月26日付け訂正意見表明報告書」とい、第1回公開買付け反対意見表明プレスリリースと総称して、以下「第1回公開買付け反対意見表明プレスリリース等」といいます。）において、第1回公開買付けの強圧性を理由の一つとして第1回公開買付けに対する反対意見を表明したことも踏まえ、公開買付者グループは、第1回公開買付けが成立したもの、公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上とならなかった場合には、第1回公開買付価格と同一の価格を買付け等の価格として、買付予定数の上限及び下限を設定しない公開買付けを必ず実施することを決定しておりました（ただし、多額の配当や株式分割がされる等、調整を必要とする事象が生じた場合には、第1回公開買付価格と経済的に同等と評価される価格となるよう買付け等の価格を調整することがあるとしておりました。）。そして、第1回公開買付けは2025年11月13日に成立したものの、公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権は対象者の総株主の議決権の3分の2以上に満たなかったことから、公開買付者は、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

第1回公開買付届出書に記載のとおり、本公開買付けについて、買付予定数の上限及び下限は設定しておらず、また、第1回公開買付価格と同一の価格から買付け等の価格を調整する必要のある事象は生じていないと判断したため、本公開買付けにおける対象者普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は、第1回公開買付価格と同額の4,100円としております。

このように、本公開買付けは、対象者が第1回公開買付けの強圧性を理由の一つとして第1回公開買付けに対する反対意見を表明したことも踏まえ、公開買付者グループが実施を決定した再度の公開買付けを第1回公開買付届出書における開示内容に沿って実施するものであり、第1回公開買付けに応募しなかつた対象者の株主を含む対象者の少数株主に再度の判断の機会を提供するとともに、対象者の中長期的な企業価値を向上させるため、公開買付者グループが対象者に対する一定の影響力を確保することを目的とするものです。

本公開買付けは対象者の非公開化を目的とするものではありませんが、買付予定数の上限を設定していないため、公開買付者は、本公開買付け終了後に、公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上となり、かつ公開買付者が対象者普通株式の全て（公開買付者グループが所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかつた場合には、公開買付者グループが対象者の株主を公開買付者グループのみとするための一連の手続を実施することが可能であることを踏まえ、対象者の中長期的な企業価値の向上に向けた施策の一つとして、下記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本公開買付けの成立後に、対象者の株主を公開買付者グループのみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実行することを予定しております。

また、上述のとおり、本公開買付けは、対象者の中長期的な企業価値を向上させるため、公開買付者グループが対象者に対する一定の影響力を確保することを目的の一つとするところ、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上であるか3分の2未満であるかを問わず、ECMは、対象者の中長期的な企業価値向上に最大限寄与すべく、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスを強化することを目指し、経営・管理体制

の見直しを支援させていただきたいと考えております。具体的には、本公開買付け後の具体的な経営方針については、ECMは、原則として対象者の業務執行に直接携わることなく対象者経営陣の意向を最大限尊重いたしますが、対象者のモニタリング機能を強化するため、本公開買付け後、対象者が指名委員会等設置会社へ移行すること、また、取締役会に占める独立社外取締役の割合を3分の2以上とすることを促す予定です（なお、公開買付者グループからは、対象者の取締役会への人員の派遣は予定しておりません。）。また、経営陣の企業価値及び株主価値とのアライメントを強化するために、本公開買付け後、対象者経営陣の報酬設計をそれらと強くアラインしたものに改定することを促す予定です。こうした取組みは、取締役会の監督機能による経営陣の誤った経営判断の減少や早期かつ適時の経営戦略の見直し、中長期的な企業価値向上のための適切なKPI（重要業績評価指標）の設定、意思決定の透明性の確保や監査機能・内部統制の強化によるリスクの低下、資本配分に対する規律を通じた資本効率の改善など、多方面から企業価値向上に資するものと考えられます。

本公開買付け成立後の議決権行使につき、公開買付者グループは、ECMの日本版スチュワードシップ・コードの受入れ表明に伴い、金融庁ホームページを通じて開示されております議決権行使基準に従って、対象の中長期的な企業価値の向上を目指して議決権行使することを予定しております。議決権行使基準では、議決権行使の基本理念とともに、主な議案に対する判断のガイドライン（議決権行使のガイドライン）を定めております（ただし、ガイドラインに従った議決権行使が、議決権行使の基本理念に反するおそれがある場合は、ガイドラインと異なる判断をすることがある旨も明記しております。）。議決権の行使に際しては、対象者の経営状況に加え、対象者経営陣との対話の内容や個別事情等も踏まえ、議決権行使基準に従いつつ、議決権行使検討会議を開催して判断いたします。なお、議決権行使助言会社（Institutional Shareholder Services Inc. 及びGlass Lewis & Co., LLC）の意見も取得し、賛否推奨の理由を確認した上で、特に慎重な検討を重ねる場合もあります。

上述のとおり、ECMは、対象の中長期的な企業価値向上に最大限寄与すべく、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスを強化することを目指し、経営・管理体制の見直しを支援させていただく予定ですが、第1回公開買付けによって、公開買付者が対象者株券等を6,767,917株（所有割合：31.34%）取得したことを受け、公開買付者グループとしては、本公開買付けの実施が遅れることにより、第1回公開買付けに応募しなかった対象者の株主を含む対象者の少数株主の地位が不安定な状態のまま放置される事態を避けるべく、2026年1月7日に、早期に本公開買付けを実施することが適切であると判断いたしました。

そこで、ECMは、2026年1月19日付で、対象者に対し、対象者普通株式1株当たりの買付け等の価格を第1回公開買付価格と同額の4,100円として本公開買付けを実施することに関して、意向表明をいたしました。その後、本日現在において、本公開買付けについて、対象者取締役会及び対象者の特別委員会の委員との面談は実現しておらず、本公開買付けにおいて対象者取締役会の賛同及び応募推奨を得られる見込みについては明らかではありません。しかしながら、上述のとおり、公開買付者グループとしては、本公開買付けの実施が遅れることにより、第1回公開買付けに応募しなかった対象者の株主を含む対象者の少数株主の地位が不安定な状態のまま放置される事態が生じることを避けるべきであると考え、本公開買付けに対する対象者取締役会の賛同・応募推奨を得られる見込みが明らかでない状況であっても、1月22日をもって本公開買付けを開始することといたしました。

なお、公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った経緯に関する詳細については、「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程」「②本公開買付けの背景等」をご参照下さい。

## (2) 本公司買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程

### ① 公開買付者の概要

公開買付者は、株券等の取得及び所有等を目的として、ケイマン諸島法に基づき2021年3月10日に設立された法人（外国法人）であり、本日現在、対象者普通株式6,767,917株（所有割合31.34%）を所有しています。公開買付者の株式はECMが運用するMFの受託者として、サンテラが全て保有しています。また、公開買付者の投資権限及び投資対象の議決権行使に係る権限は、公開買付者とECMとの間の投資一任契約に基づきECMが有しております。

ECMは、シンガポール共和国法に基づき2006年に設立された投資運用会社であり、ECMの役職員である高坂卓志、今井陽一郎、佐藤久彰及び内田龍平がその発行済株式の全てを所有しています。ECMは、本日現在、主にECMの役職員や、北米の大学財団、年金基金など長期性資金を有する機関投資家からの出資をMFを通じて運用しており、また、2007年9月21日より、対象者普通株式を100株（所有割合0.00%）所有しています。

ECMは、設立以来、自ら又はMFを通じて、主に日本市場における上場株式に対して投資、運用を行っております。ECMは、基本的に、中長期的な企業価値向上に伴う値上がり益や配当を享受することを目的として、企業価値に比べ割安である株式に対して投資を行っております。

本日現在におけるECMの主な投資先としては、川崎汽船株式会社、第一生命ホールディングス株式会社、株式会社リコー、株式会社UACJなどが挙げられます。ECMは、本日現在において、対象者を含む24社の上場会社に係る大量保有報告書及び大量保有報告書に係る変更報告書を提出しております。

ECMが運用するMFの受託者であるサンテラは、ケイマン諸島法に基づき設立された法人であり、ECMが運用するMFの受託者であり、MFの受託者として本日現在、対象者普通株式を1,036,400株（所有割合4.80%）所有しています。MFに関する投資権限及び投資対象の議決権行使に係る権限はMFの設立・運営に係るECMとサンテラとの間の信託証書（以下「本信託証書」といいます。）に基づきECMが有していますが、MF自体には法人格が存在しないため、ECMの投資判断に基づき、MFの資金によりこれまで取得された対象者普通株式については、本信託証書に基づき、形式的には、MFの受託者であるサンテラが所有者となっております。なお、公開買付者の実質的株主もMFですが、MFに法人格がないため、形式的には、本信託証書に基づき、MFの受託者であるサンテラが公開買付者の唯一の株主となっております。

### ② 本公司買付けの背景等

対象者は、創業者である田中勇吉氏が1952年9月に大阪市東区（現中央区）瓦町に化学薬品（家具用ワックス）の製造を目的とする日東商会を創業したことを起源とし、1954年10月に化学薬品（ワックス類等）の製造及び販売を目的に、日東商会の事業を承継し、日東化学株式会社として設立された会社であり、1993年4月に現在の社名である株式会社ソフト99コーポレーションに商号を変更しております。また、対象者普通株式については、2001年6月に東京証券取引所市場第二部に上場し、2022年4月に実施された東京証券取引所の市場区分見直しにより、本日現在においては、東京証券取引所スタンダード市場に上場しております。

対象者のグループは、本日現在、対象者及び連結子会社9社によって構成され、ファインケミカル事業、ポーラスマテリアル事業、サービス事業及び不動産関連事業の4つの事業セグメントを展開しており、それぞれの事業内容は以下のとおりとのことです。

#### (ア) ファインケミカル事業

主に、一般消費者向け及び自動車コーティング施工業者向けに、自動車用ケミカル品の製造・販

売を行っており、洗車用品（カーワックス等）、自動車用補修・整備用品、その他家庭用品、TPMS（タイヤ空気圧監視装置）、電子機器・ソフトウェアの開発・販売等を主要な製品としているとのことです。

対象者が主要製品の製造・販売を行う他、連結子会社のアスモ株式会社が対象者製品に使用するプラスチック容器の企画販売を行っており、海外では、中国（上海市）において連結子会社の上海速特99化工有限公司が自動車用ケミカル品の企画・販売を行っているとのことです。また、連結子会社の株式会社オレンジ・ジャパンがTPMSの企画開発販売を、連結子会社の株式会社アンテリアが海外自動車用品の輸入販売を、連結子会社の株式会社ハネロンが電子機器・ソフトウェアの開発・販売を行っているとのことです。

#### (イ) ポーラスマテリアル事業

主に、工業資材・生活用品向けに、PVA（ポリビニルアルコール）やウレタン等の多孔質体（ポーラスマテリアル）を素材とする化成品の製造・販売、及び病院施設で使用する医療・衛生管理用品の企画・開発・販売を行っており、ポリビニルアルコール（PVA）やウレタン等を素材とした吸水・洗浄材、工業用の研磨材、濾過材、医療用吸液材、生活用品等の他、医療・衛生管理用品としては薬液塗布用のモップや床汚染防止用シート等を主要な製品としているとのことです。

PVAやウレタン等を素材とする製品においては、連結子会社のアイオン株式会社が製造・販売を行っており、医療・衛生管理用品においては、連結子会社のアズテック株式会社が企画・開発・販売を行っているとのことです。

#### (ウ) サービス事業

主に、自動車整備・钣金事業、自動車教習事業、生活用品企画販売事業を行っており、主要なサービスは、自動車整備・钣金事業においては、自動車の整備・钣金塗装、自動車のリース・レンタルを、自動車教習事業においては、自動車免許の取得支援、安全運転のためのマナー教育、そして燃費向上のためのエコドライブ講習等を行っているとのことです。

また、生活用品企画販売事業においては、主に生活協同組合向けに家庭用品の企画・販売を行っているとのことです。連結子会社の株式会社ソフト99オートサービスが自動車整備・钣金事業を行い、連結子会社のアスモ株式会社が自動車教習事業を行い、連結子会社の株式会社くらし企画が生活用品企画販売事業を行っているとのことです。

#### (エ) 不動産関連事業

主に、対象者保有の不動産を賃貸する不動産賃貸事業と、対象者の保有する不動産の有効活用の一環として、温浴施設の運営等を行うSI（Service Incubation）事業及び介護予防支援事業を行っているとのことです。

対象者が不動産賃貸事業及びSI事業を行う他、連結子会社のアスモ株式会社が介護予防支援事業を行っているとのことです。

ECMは、2007年5月中旬に、対象者普通株式を初めて取得いたしました。対象者は、上場後初年度である2002年3月期から2007年3月期までの全ての期において、営業利益、経常利益、当期純利益、及び営業活動によるキャッシュ・フローが一度も赤字になることがないなど、その経営状況は安定していると判断されました。また、2007年3月期の対象者の自己資本比率は88.4%に達し、現預金から借入金を差し引い

たネットキャッシュは58億円（小数点以下第一位を四捨五入。）に及ぶなど、対象者の財政状態は非常に健全であると判断されました。他方で、2007年5月1日時点において、対象者のPBRは0.53倍と、1倍を大きく下回る状態にありました。これらの事情を踏まえ、ECMは、対象者普通株式の市場株価が対象者の企業価値に比べて割安であると考えたため、2007年5月中旬に対象者普通株式を初めて取得したものです。

ECMは、上記のとおり2007年5月に対象者普通株式を初めて取得して以来、時期によって増減はあるものの、18年以上にわたり対象者普通株式の保有を継続しており、その間、ECMは対象者に対して、十数回にわたる経営陣との面談を中心としたエンゲージメントを通して、対象者の経営の効率性等に関する課題について伝達してきました。ECMは当該エンゲージメントにおいて、低迷する株主資本利益率（以下「ROE」といいます。）、過剰な自己資本、割安な株価等に関するECMの問題意識を対象者に伝達し、対象者の経営陣による対応を期待してきましたが、経営陣からはECMの問題意識に対して必ずしも前向きな反応は示されず、実効的な対応も取られないという状況が続き、結果的に、ECMが対象者普通株式を取得して以来、一度も対象者のROEが株主資本コストを超過したことではなく（機関投資家の日本株式に対する株主資本コストは8%程度と想定されることがあります、対象者のROEは、2001年の上場以来、最大で5.4%、平均で2.9%となっています。）、株価がPBR1倍を上回ったこともありませんでした。

そのような中、ECMは、2025年8月6日に、堺アセットマネジメントが開示した、堺アセットマネジメント公開買付けプレスリリースを確認し、堺アセットマネジメント公開買付けが実施されることを知るに至りました。堺アセットマネジメント公開買付けプレスリリースによると、堺アセットマネジメントは、対象者普通株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式及び公開買付不応募契約の対象である対象者普通株式を除きます。）を取得することにより、対象者普通株式を非公開化することを目的として、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）のための一連の取引の一環として、堺アセットマネジメント公開買付けを実施することを決定したことでした。

対象者普通株式1株につき2,465円という堺アセットマネジメント公開買付価格（なお、堺アセットマネジメント公開買付価格は2025年10月17日付けで2,680円に変更されております。）はPBR1倍を下回る水準であり、低迷するROEや割安な株価に対して長年にわたり有効な対策を打ち出すことができなかつた対象者の経営陣が引き続き対象者の経営を主導する前提で決定された価格と考えられ、一般株主にこのような価格での退出を強いることは、一般株主に、経営陣によりこれまで株価向上に向けた有効な施策がとられなかつた不作為の犠牲となることを強いることとも言えるものでした。また、現在の経営体制が存続する前提であったとしても、対象者の安定した経営状況や財政状態を勘案すると、堺アセットマネジメント公開買付価格は著しく割安な水準であり、少数株主利益が保護されていないと考えられました。

対象者の経営陣がこれまで株主価値を毀損してきたこと、また、堺アセットマネジメント公開買付価格が不当に割安であることを示す一例として、株主資本コストや加重平均資本コスト（Weighted Average Cost of Capital、以下「WACC」といいます。）の問題が挙げられました。

対象者の2023年5月12日付け「ソフト99グループ 第7次中期経営計画」（以下「第7次中期経営計画」といいます。）によると、対象者は第7次中期経営計画中（2024年3月期から2026年3月期）の、「資本コスト=WACC=CAPM」を5.5～6.0%と想定しており、また、対象者が2025年6月26日に提出した第71期有価証券報告書においても、対象者の資本コストについては中長期的には概ね5.5%～6.0%の水準であると認識しているとの趣旨の記載があります。一般に、機関投資家の日本株式に対する株主資本コストは8%程度と想定されるところ、対象者は、第7次中期経営計画の最終事業年度である2026年3月期末においても、ROEの計画値が4.9%に設定されていることからも、ECMは、これまで対象者は低い資本コストを想定することで、長年にわたりROEが低迷してきたことや今後もROEが大きく改善しないことを正当化しようとしていたのではないかと考えており、結果的に、対象者の株主は割安な株価を甘受せざるを得ない状況を強い

られておりました。

ところが、同時期に検討されていた堺アセットマネジメント公開買付価格の公正性及び妥当性を判断するに際しては、対象者は、9.0%～11.0%のWACCを割引率に用いたディスカウンテッド・キャッシュ・フロー（以下「DCF法」といいます。）による株式価値算定結果に依拠し、対象者の特別委員会は、7.1%～10.4%のWACCが採用されたDCF法による株式価値算定結果に依拠していました。

DCF法においては、WACCの数値が高くなれば株式価値算定結果が押し下げられることからも明らかなどおり、対象者は、これまでの経営においては、低い資本コストを想定し、対象者の株主に割安な株価を甘受せざるを得ない状況を強いていました。それにもかかわらず、堺アセットマネジメント公開買付けにおいては高いWACCの値が採用されており、その結果としてDCF法による株式価値算定結果が押し下げられる等、公開買付者である堺アセットマネジメントに有利な数値が採用されたことにより、少数株主の利益が蔑ろにされていると考えざるを得ませんでした。

堺アセットマネジメント公開買付けは構造的な利益相反が認められる取引であって、買収者である堺アセットマネジメント及び対象者と少数株主との間には大きな情報の非対称性が存在しており、また、株式価値評価には複雑かつ専門的な内容が含まれるため、公開買付価格の公正性を判断することは一般的な少数株主にとって通常困難でした。こうした構造的な利益相反が認められる取引においては、独立性を有する特別委員会が少数株主の利益保護を第一に考える立場に立って検討や判断を行うことが、適切な取引条件を担保するための要となります。しかるに、対象者の特別委員会は、少数株主の利益保護を軽視し、対象者普通株式1株につき2,465円という堺アセットマネジメント公開買付価格（なお、堺アセットマネジメント公開買付価格は2025年10月17日付で2,680円に変更されています。）が、上記のとおり著しく割安な水準であるにもかかわらず、対象者の取締役会が賛同意見を表明し応募推奨を行うことを妥当と判断し、これを受け、対象者の取締役会は賛同意見を表明し、応募推奨を行いました。ECMとしては、このような少数株主利益の保護に強い懸念を生じさせる取引が許容される事態は、日本の資本市場に対する国内外の投資家の信頼を損なうことにもなりかねず、2007年5月に対象者普通株式への投資を開始して以来、18年以上の長期にわたり対象者の株主であり続けるECMが株主としての責任を適切に果たすためにも、看過することはできないと考えました。

そこで、ECMは、対象者に対し、2025年8月18日付で、対象者の特別委員会の委員と面談を行い、ECMが有する堺アセットマネジメント公開買付けに対する問題意識に関して、特別委員会の委員から説明を受けるべく面談の機会を設定することを要請しました。これに対し、同月21日、対象者より、開示情報以上の説明はいたしかねるとの理由で、特別委員会の委員との面談の機会を設けることに応じることはできない旨、及び、ECMによる長期間にわたる支援に対する謝意を述べるべく対象者の常務取締役であった小西紀行氏らとの面談を設定する旨のメールによる回答がありました。ECMは同月25日、謝意はメールにより承っていたことを理由に、同氏らとの面談は見送らせていただく旨を回答しました。

堺アセットマネジメント公開買付けの公開買付期間が限定されている中、ECMは、上記のとおり対象者の特別委員会との面談を拒否されたことを含めた総合的な状況判断の結果、対象者の中長期的な企業価値向上を確保しつつ、少数株主の利益を保護することを目的として、公開買付者による第1回公開買付けの実施を検討し、2025年8月28日付で、対象者に対し、第1回公開買付価格を対象者普通株式1株につき4,100円として、第1回公開買付けに関する意向表明（以下「第1回意向表明」といいます。）をするに至りました。

公開買付者は、第1回公開買付価格の検討にあたって、既存の株主に対して、適切な株価での売却機会を設ける必要があるという考え方から、対象者の市場株価及び著しく割安な堺アセットマネジメント公開買

付価格に対して適切なプレミアムを付ける必要があると判断し、また、第1回公開買付けに対する応募可能性等を検討した結果、対象者普通株式1株につき4,100円という第1回公開買付価格が妥当であると判断しました。第1回公開買付価格の算定の基礎及び経緯の詳細については、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」をご参照ください。

なお、第1回意向表明を受け、対象者からECMに対して、2025年9月1日付けで、公開買付者グループの詳細、第1回意向表明に至った経緯、第1回公開買付けの準備状況・実現の確実性、第1回公開買付けの条件及び第1回公開買付け後の経営方針等に関する多岐にわたる質問書（以下「2025年9月1日付け質問書」といいます。）が送付されたため、ECMは同月3日付けで、第1回意向表明について対象者がどのように捉えているか（経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」における「真摯な買収提案」と捉えているか）、第1回意向表明の公表予定又は公表しない理由、堺アセットマネジメント公開買付価格の公正性・妥当性を判断する際に用いた数値（WACCの値を含む。）やその理由等、2025年9月1日付け質問書への回答の検討に際して必要と考えられる事項の確認のため対象者に質問を行いました。これに対し、同月5日付けで、対象者から、2025年9月1日付け質問書の回答の範囲については対象者が「真摯な買収提案」の該当性の判断をするに当たり必要と考えられる範囲で回答することでよいことを含め、一部の確認事項に対して返答があったため、ECMは、当該返答内容も踏まえ、同日付けで、対象者に対して、公開買付者グループの詳細や第1回意向表明に至った経緯、第1回公開買付けの条件、第1回公開買付け後の経営方針等について記載した回答書を送付しました（以下「2025年9月5日付け回答書」といいます。）。そうしたところ、同月9日付けで、再度対象者より、第1回意向表明に至った経緯、第1回公開買付けの条件、第1回公開買付け後の経営方針等について追加で質問（以下「2025年9月9日付け質問書」といいます。）がなされたため、ECMは、同月10日付けで、同質問に対して、2025年9月5日付け回答書の回答を敷衍・補充する形で回答しました。また、ECMは、同月10日付けで、2025年9月1日付け質問書に対して回答未了であった、第1回公開買付価格の検討に当たり考慮したWACCの値に関する事項への回答や第1回公開買付けの目的に関する説明の補充等を行いました。

なお、上記の質問書及び回答書のやり取りに加え、堺アセットマネジメント公開買付けの公開買付期間が2025年9月19日で満了するとされていた中、対象者から、第1回意向表明の公表等が行われない状況も踏まえ、ECMは、同月9日付けで、対象者に対して、第1回意向表明の内容が公表されないまま、対象者株主が少数株主の利益が保護されていない堺アセットマネジメント公開買付けに応募してしまうといった事態を避けるため、同月10日までに第1回意向表明の事実及び概要を公表することや、堺アセットマネジメント公開買付けの公開買付期間が延長されることにより、対象者株主が十分な情報を基に慎重に判断を行うことが可能な状況を作出するよう、対象者に求めましたが、対象者からかかる対応はなされませんでした。このため、上述のとおり、特別委員会の委員との面談は実現できず、また、対象者とも面談を実施できていない等の経緯を踏まえると、第1回公開買付けにおいて対象者取締役会の賛同・応募推奨を得られる見込みについては明らかではなかったものの、第1回公開買付けを開始する前に堺アセットマネジメント公開買付けが終了してしまうことを避けるため、第1回公開買付けに対する対象者取締役会の賛同・応募推奨を得られる見込みが立たない状況であっても、同月16日をもって第1回公開買付けを開始することとしました。

以上のように、公開買付者は、2025年9月16日より第1回公開買付けを開始しましたが、これに対して、対象者より、2025年9月25日に第1回公開買付け反対意見表明プレスリリースが公表されるとともに、同

月26日付けで9月26日付け訂正意見表明報告書が関東財務局長に提出されました。

第1回公開買付け反対意見表明プレスリリース等において、対象者取締役会は、第1回公開買付けが対象者の一般株主にとって公正なものであると認められないことを、第1回公開買付けに反対の意見を表明する理由の一つとして挙げていました。具体的には、対象者取締役会は、第1回公開買付け反対意見表明プレスリリース等において、一般株主の立場からは、第1回公開買付けの成立後にスクイーズアウト手続が実施されず、少数株主として取り残されるおそれがあることにより、第1回公開買付けに応募させるような事実上の圧力が生じる可能性は否定できず、また、仮に対象者株式が上場廃止基準に抵触し上場廃止となった場合には、第1回公開買付けに応募しなかつた一般株主は対象者株式を市場で売却する機会を失うことになるため、単にスクイーズアウト手続が実施されない可能性があるに留まらず、上場廃止の現実的なおそれを伴っているという点で、第1回公開買付けは一般株主に対して極めて強い強圧性を生じさせるとおそれがあると主張していました。

第1回公開買付けが成立するためには、堺アセットマネジメント及び公開買付者グループと利害関係を有さない対象者の株主が保有する対象者普通株式に係る議決権の個数の過半数に相当する株式数が応募される必要があり、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されておりました。また、公開買付者グループは、第1回公開買付け成立後には、対象者の企業価値や株主価値を毀損することがないよう、対象者経営陣と真摯に協力することを表明しておりました。さらに、対象者からECMに対して、2025年9月1日付け質問書において、買付予定数の下限を公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上となる株式数に設定していない第1回公開買付けについては強圧性の問題が生じ得るとの指摘があり、これに対してECMは、2025年9月5日付け回答書において、第1回公開買付けにおいては少数株主による判断機会が確保されていることも踏まえて強圧性の問題は生じないと考えている旨回答したものの、対象者から、2025年9月9日付け質問書において、再度、強圧性の問題は解消されていない旨の指摘があったことも踏まえ、公開買付者グループとしては、対象者の当該指摘は合理性を欠くものであると考えていたものの、対象者の懸念に応えるべく、第1回公開買付け終了後に公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上とならなかつた場合には、第1回公開買付価格と同一の価格を買付け等の価格として、買付予定数の上限及び下限を設定しない公開買付けを再度実施することを検討しておりました。このように、第1回公開買付けにおいては強圧性を最大限排除すべく、十分な措置を講じておりましたが、公開買付者グループは、第1回公開買付け反対意見表明プレスリリース等の内容も踏まえ、再度の公開買付けに対するコミットメントを高めるべく、2025年10月1日付けで関東財務局長に提出した公開買付届出書の訂正届出書において、第1回公開買付けが成立したものの、公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上とならなかつた場合には、上記のような、第1回公開買付価格と同一の価格を買付け等の価格として、買付予定数の上限及び下限を設定しない再度の公開買付けを必ず実施することとしました（注1）。

（注1）多額の配当や株式分割がされる等、調整を必要とする事象が生じた場合には、第1回公開買付価格と経済的に同等と評価される価格となるよう買付け等の価格を調整することがあるとしておりました。

その後、第1回公開買付けは、買付予定数の下限である6,163,300株（所有割合：28.54%）を上回る6,767,917株（所有割合：31.34%）の対象者普通株式の応募をもって2025年11月13日に成立し、同月20日に第1回公開買付けの決済が完了しております。

第1回公開買付けは、対象者の中長期的な企業価値向上を確保しつつ、少数株主の利益を保護することを目的としており、対象者の非公開化を目的とするものではありませんでしたので、第1回公開買付けにおいては、買付予定数の下限につき、公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上となる株式数とは設定していませんでした。もっとも、上述のとおり、対象者がECMに対して、第1回公開買付け反対意見表明プレスリリース等において、買付予定数の下限を公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上となる株式数に設定していない第1回公開買付けについては強圧性の問題が解消されていないと主張し、更に、第1回公開買付けの強圧性を理由の一つとして第1回公開買付けに対する反対意見を表明したことも踏まえ、公開買付者グループは、第1回公開買付けが成立したものの、公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上とならなかつた場合には、第1回公開買付価格と同一の価格を買付け等の価格として、買付予定数の上限及び下限を設定しない公開買付けを必ず実施することを決定しておりました（ただし、多額の配当や株式分割がされる等、調整を必要とする事象が生じた場合には、第1回公開買付価格と経済的に同等と評価される価格となるよう買付け等の価格を調整することがあるとしておりました。）。そして、第1回公開買付けは2025年11月13日に成立したものとの、公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権は対象者の総株主の議決権の3分の2以上に満たなかつたことから、公開買付者は、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

第1回公開買付届出書に記載のとおり、本公開買付けについて、買付予定数の上限及び下限は設定しておらず、また、第1回公開買付価格と同一の価格から買付け等の価格を調整する必要のある事象は生じていないと判断したため、本公開買付価格は、第1回公開買付価格と同額の4,100円としております。なお、本公開買付価格及び第1回公開買付価格の算定の基礎及び経緯の詳細については、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」をご参照ください。

このように、本公開買付けは、対象者が第1回公開買付けの強圧性を理由の一つとして第1回公開買付けに対する反対意見を表明したことも踏まえ、公開買付者グループが実施を決定した再度の公開買付けを第1回公開買付届出書における開示内容に沿って実施するものであり、第1回公開買付けに応募しなかつた対象者の株主を含む対象者の少数株主に再度の判断の機会を提供するとともに、対象者の中長期的な企業価値を向上させるため、公開買付者グループが対象者に対する一定の影響力を確保することを目的とするものです。

上述のとおり、ECMは、対象者の中長期的な企業価値向上に最大限寄与すべく、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスを強化することを目指し、経営・管理体制の見直しを支援させていただく予定ですが、第1回公開買付けによって公開買付者が、対象者株券等を6,767,917株（所有割合：31.34%）取得したことを受け、公開買付者グループとしては、本公開買付けの実施が遅れることにより、第1回公開買付けに応募しなかつた対象者の株主を含む対象者の少数株主の地位が不安定な状態のまま放置される事態を避けるべく、2026年1月7日に、早期に本公開買付けを実施することが適切であると判断いたしました。

そこで、ECMは、2026年1月19日付で、対象者に対し、対象者普通株式1株当たりの買付け等の価格を第1回公開買付価格と同額の4,100円として本公開買付けを実施することに関して、意向表明をいたしました。その後、本日現在において、本公開買付けについて、対象者取締役会及び対象者の特別委員会の委員との面談は実現しておらず、本公開買付けにおいて対象者取締役会の賛同及び応募推奨を得られる見込みについては明らかではありません。しかしながら、上述のとおり、公開買付者グループとしては、本

公開買付けの実施が遅れることにより、第1回公開買付けに応募しなかった対象者の株主を含む対象者の少数株主の地位が不安定な状態のまま放置される事態が生じることを避けるべきであると考え、本公開買付けに対する対象者取締役会の賛同・応募推奨を得られる見込みが明らかでない状況であっても、1月22日をもって本公開買付けを開始することといたしました。

### (3) 本公開買付け後の株券等の保有方針等

上述のとおり、本公開買付けは対象者の非公開化を目的とするものではありませんが、買付予定数の上限を設定していないため、公開買付者は、本公開買付け終了後に、公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上となり、かつ公開買付者が対象者普通株式の全て（公開買付者グループが所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者グループが対象者の株主を公開買付者グループのみとするための一連の手続を実施することが可能であることを踏まえ、対象者の中長期的な企業価値の向上に向けた施策の一つとして、下記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本公開買付けの成立後に、本スクイーズアウト手続を実行することを予定しております。

また、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上であるか3分の2未満であるかを問わず、ECMは、対象者の中長期的な企業価値向上に最大限寄与すべく、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスを強化することを目指し、経営・管理体制の見直しを支援させていただきたいと考えております。なお、本公開買付け後の具体的な経営方針については、ECMは原則として対象者の業務執行に直接携わることなく、対象者経営陣の意向を最大限尊重いたします。

対象者において、企業価値及び株主価値を向上させるためには、経営陣に対するモニタリング機能や経営陣の企業価値及び株主価値とのアライメントを強化することが必要であると考えられます。

前者との関係では、モニタリング機能を強化するため、ECMは、本公開買付け後、対象者が指名委員会等設置会社へ移行することを促し、また、取締役会に占める独立社外取締役の割合を3分の2以上とすることを促す予定です。なお、公開買付者グループからは、対象者の取締役会への人員の派遣は予定しておりません。

また、後者との関係では、経営陣の企業価値及び株主価値とのアライメントを強化するために、ECMは、本公開買付け後、対象者経営陣の報酬設計につき、企業価値及び株主価値の増加から生じる利益を共有するインセンティブ報酬を積極的に付与することができるよう改定することを促す予定です。なお、インセンティブ報酬の内容としては、ストック・オプションや譲渡制限付き株式報酬等、様々な選択肢の中から適切なものを選べるよう、本公開買付けの終了後に対象者経営陣と真摯に協議することを予定しております。

さらに、ECMは、コンプライアンスの徹底は、企業価値向上に不可欠な基盤であると考えております。コンプライアンスを軽視すれば企業価値が毀損されるリスクが高まり、場合によっては経営基盤を揺るがす危機を招きかねません。一方で、コンプライアンスを重視し内部統制体制を強化することは、資本コストの低減を通じ、中長期的な企業価値向上に繋がると考えられます。対象者は現在「ソフト99グループ行動憲章」や「内部統制システムに関する基本的な考え方」を定め、それらの遵守状況を内部統制委員会及び内部監査部門でモニタリングしていると認識しておりますが、ECMはそのようなコンプライアンスの取組みをより一層充実させることを促す予定です。

また、ECMは、本公開買付けの完了後、対象者の役職員について、解雇・人員削減等を行うことは考えておらず、従来の待遇を維持ないし改善すること、企業価値の増加から生じる利益を共有するインセン

ティブ報酬（株式の保有を含む）を積極的に付与することを促す予定です。

こうした取組みは、取締役会の監督機能の強化による経営陣の誤った経営判断の減少や早期かつ適時の経営戦略の見直し、中長期的な企業価値向上のための適切なKPI（重要業績評価指標）の設定、意思決定の透明性の確保や監査機能・内部統制の強化によるリスクの低下、資本配分に対する規律を通じた資本効率の改善など、多方面から企業価値向上に資するものと考えられます。公開買付者グループとしては、コーポレート・ガバナンスの脆弱性こそが、対象者がこれまで企業価値や株主価値を向上させることができなかつた真因であると考えておりますので、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスの強化は、対象者の中長期的な企業価値の向上に大きく寄与するものと考えております。

そして、本公開買付け成立後の議決権行使につき、公開買付者グループは、ECMの日本版スチュワードシップ・コードの受入れ表明に伴い、金融庁ホームページを通じて開示されております議決権行使基準に従って、対象者の中長期的な企業価値の向上を目指して議決権行使することを予定しております。議決権行使基準では、議決権行使の基本理念とともに、主な議案に対する判断のガイドライン（議決権行使のガイドライン）を定めております（ただし、ガイドラインに従った議決権行使が、議決権行使の基本理念に反するおそれがある場合は、ガイドラインと異なる判断をすることがある旨も明記しております。）。議決権の行使に際しては、対象者の経営状況に加え、対象者経営陣との対話の内容や個別事情等も踏まえ、議決権行使基準に従いつつ、議決権行使検討会議を開催して判断いたします。なお、議決権行使助言会社（Institutional Shareholder Services Inc. 及びGlass Lewis & Co., LLC）の意見も取得し、賛否推奨の理由を確認した上で、特に慎重な検討を重ねる場合もあります。

公開買付者グループは、対象者普通株式に対して中長期の投資を行うことを基本としており、本日時点において、対象者普通株式の処分の予定はありません。もっとも、公開買付者グループは本公開買付けによって取得する対象者普通株式を中長期的に保有することを基本方針としているものの、ECMは、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程」「②本公開買付けの背景等」のとおり、2007年5月以降、対象者普通株式の市場株価は割安であると考え、対象者に投資をしてきたところ、将来的にかかる割安の状態が解消された場合や、対象者普通株式が対象者の企業価値に比べて割高と評価される状態に至った場合には、公開買付者グループは、対象者普通株式を処分する可能性はあります（ただし、公開買付者は、本公開買付け終了後に、公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上となり、かつ公開買付者が対象者普通株式の全て（公開買付者グループが所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかつた場合については、本スクイーズアウト手続を実行することを予定しておりますが、この場合、本スクイーズアウト手続の完了までの間に対象者普通株式を処分することは想定しておりません。）。なお、ECMが運用するファンド（MFを含みます。）には償還期限は設定されておらず、一定サイクルで償還期限を迎えることはありません（ただし、ファンドの出資者が出資を解約することはあり得ますので、その場合最終的にMF又は公開買付者が保有資産を処分することとなる可能性もありますが、その時期・規模は現時点で予測できません。）。また、公開買付者グループは、対象者普通株式を対象者並びにその役員及び従業員に買い取らせる目的を有しておりません。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、本公開買付け終了後に、公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上となり、かつ公開買付者が対象者普通株式の全て（公開買付者グループが所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかつた場合には、本公開買付けの成立後に、以下の方法により、本スクイーズアウト手続を実行し、対象者を上場廃

止とすることを予定しております（なお、公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2未満となった場合の方針については、現時点では未定です。）。

### ①株式売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対象者の株主（但し、公開買付者及び対象者を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対し、その所有する対象者普通株式の全部を売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定です。

株式売渡請求においては、対象者普通株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して株式売渡請求の承認を求めます。対象者が取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主の個別の承認を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主からその所有する対象者普通株式の全部を取得いたします。そして、公開買付者は、当該売渡株主の所有していた対象者普通株式1株当たりの対価として、各売渡株主に対して本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。

株式売渡請求に関する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定としては、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対して、その所有する対象者普通株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の対象者普通株式の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

### ②株式併合

本公開買付けの成立により、公開買付者グループが所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2以上となり、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、本公開買付け終了後、公開買付者グループは、会社法第180条に基づき対象者普通株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定です。

本臨時株主総会の開催時期等については、公開買付者グループと対象者にて協議の上、決定次第、対象者に速やかに公表していただくよう要請いたします。なお、公開買付者グループといたしましては、本臨時株主総会の開催に向けて対象者にご協力いただけるよう誠実にご説明を差し上げる予定ですが、仮に対象者にご協力いただけない場合には、やむを得ず、株主としての地位に基づいて本臨時株主総会の開催のために必要となる手続を、自ら、できる限り速やかに実施する予定です。また、公開買付者グループは、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認を得られた本株式併合の割合に応じた数の対象者普通株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。

以下同じです。)に相当する対象者普通株式を対象者又は公開買付者グループに売却すること等によって得られる金銭が交付されることになります。当該端数の合計数に相当する対象者普通株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者グループ及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。本株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者グループのみが対象者普通株式の全て(対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者グループ及び対象者を除きます。)が所有する対象者普通株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう対象者に要請する予定です。

本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、所定の条件を充たす場合には、対象者の株主は、対象者に対し、自己の所有する対象者普通株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者普通株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(公開買付者グループ及び対象者を除きます。)が所有する対象者普通株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

上記の手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況等によっては、実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有するその他の方法に変更する可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者グループ及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。もっとも、本株式併合についての株式買取請求に関する価格の決定の申立てがなされた場合において、対象者普通株式の株式買取請求に関する価格は、最終的に裁判所が判断することになります。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等について、本公開買付け終了後、公開買付者グループは対象者に協議の申入れを行う予定であり、決定次第、対象者に速やかに公表していただくよう要請いたします。なお、本公開買付けへの応募又は上記の手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

## (5) 上場廃止の見込みの有無及びその事由

対象者普通株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従って、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、適用法令に従い、対象者普通株式の全て(公開買付者グループが所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)の取得を目的とした取引を行う可能性がありますので、この取引が実

現した場合、対象者普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者普通株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

#### (6) 本公開買付けに関する重要な合意

公開買付者が本公開買付けにより取得することとなる対象者普通株式に係る議決権の行使権限は、公開買付者とECMとの間の投資一任契約に基づきECMが有しております。

また、MFに関する投資権限及び投資対象の議決権行使に係る権限は本信託証書に基づきECMが有していますが、MF自体には法人格が存在しないため、ECMの投資判断に基づき、MFの資金によりこれまで取得された対象者普通株式1,036,400株（所有割合4.80%）については、本信託証書に基づき、形式的には、MFの受託者であるサンテラが所有者となっております。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社ソフト99 コーポレーション	
② 所 在 地	大阪市中央区谷町2丁目6番5号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小西 紀行	
④ 事 業 内 容	自動車・家庭用・産業用ケミカル用品の製造販売	
⑤ 資 本 金	2,310,056千円（2025年9月30日現在）	
⑥ 設 立 年 月 日	1954年10月	
⑦ 大株主及び持株比率 (2025年9月30日)	サントレード株式会社	15.03%
	KeePer 技研株式会社	12.45%
	MIKIKO SUZUKI	6.91%
	株式会社エイチエーエス	3.87%
	株式会社三菱UFJ銀行	3.70%
	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	3.42%
	ソフト99 従業員持株会	3.11%
	田中 秀明	3.07%
	公益財団法人ナインティナイン・アジア留学生奨学基金	2.80%
	田中 佐世子	2.75%
⑧ 公開買付者と対象者の関係		
資 本 関 係	公開買付者は、本日現在、対象者株式を6,767,917株（所有割合31.34%）所有しております。	
人 的 関 係	該当事項はありません。	
取 引 関 係	該当事項はありません。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。	

(注1)「⑦大株主及び持株比率（2025年9月30日現在）」は、対象者第72期半期報告書の「大株主の状況」より引用しております。ただし、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づき2025年11月14日及び同月26日に対象者が近畿財務局長に提出した臨時報告書に記載のとおり、第1回公開買付けの結果、公開買付者の所有割合は31.34%、KeePer 技研株式会社の所有割合は0.00%となっております。

### (2) 日程等

① 日程

ディレクターによる決定	2026年1月21日（水曜日）
公開買付開始公告日	2026年1月22日（木曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公開買付届出書提出日	2026年1月22日（木曜日）

② 届出当初の買付け等の期間

2026年1月22日（木曜日）から2026年3月6日（金曜日）まで（30営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（3）買付け等の価格

普通株式1株につき、金4,100円

（4）買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、第1回公開買付価格を決定するに際して、既存の株主に対して、適切な株価での売却機会を設ける必要があるという考え方から、対象者の市場株価及び著しく割安な堺アセットマネジメント公開買付価格に対して適切なプレミアムを付ける必要があると判断し、また、第1回公開買付けに対する応募可能性等を検討した結果、第1回公開買付けの公表日の前営業日である2025年9月11日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者普通株式の終値2,462円に対して66.5%、堺アセットマネジメント公開買付けの公表日の前営業日である2025年8月5日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者普通株式の終値1,610円に対して154.7%、変更前の堺アセットマネジメント公開買付価格（2,465円）に対して66.3%のプレミアムを加えた、対象者普通株式1株につき4,100円で第1回公開買付けを行うことを決定しました。

第1回公開買付価格（4,100円）は、堺アセットマネジメント公開買付けの公表日の前営業日である2025年8月5日までの過去1か月間（2025年7月6日から2025年8月5日まで）の終値の単純平均値1,593円に対して157.4%、同過去3か月間（2025年5月6日から2025年8月5日まで）の終値の単純平均値1,615円に対して153.9%、同過去6か月間（2025年2月6日から2025年8月5日まで）の終値の単純平均値1,588円に対して158.2%のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当しました。また、第1回公開買付けの公表日の前営業日である2025年9月11日までの過去1か月間（2025年8月12日から2025年9月11日まで）の終値の単純平均値2,465円に対して66.3%、同過去3か月間（2025年6月12日から2025年9月11日まで）の終値の単純平均値1,934円に対して112.0%、同過去6か月間（2025年3月12日から2025年9月11日まで）の終値の単純平均値1,785円に対して129.7%のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当しました。さらに、第1回公開買付価格は、第1回公開買付届出書提出日の前営業日である2025年9月12日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者普通株式の終値2,461円に対して66.6%のプレミアムを加えた額に相当しました。

加えて、第1回公開買付価格（4,100円）は、堺アセットマネジメント公開買付けに際して対象者が第三者算定機関として選任した株式会社KPMG FASのDCF法による株式価値算定結果の上限である2,893円を41.7%上回っており、対象者特別委員会が第三者算定機関として選任した株式会社プルータス・コンサルティングのDCF法による株式価値算定結果の上限である3,155円を30.0%上回っておりました。

そして、第1回公開買付届出書に記載のとおり、公開買付者グループは、第1回公開買付けが成立したもの、公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上とならなかった場合には、第1回公開買付価格と同一の価格を買付け等の価格として（ただし、多額の配当や株式分割がされる等、調整を必要とする事象が生じた場合には、第1回公開買付価格

と経済的に同等と評価される価格となるよう買付け等の価格を調整することがあるとしておりました。)、買付予定数の上限及び下限を設定しない公開買付けを必ず実施することを決定しておりましたが、買付け等の価格を調整する必要のある事象は生じていないと判断したため、本公開買付価格を、第1回公開買付価格と同額の4,100円としました。

本公開買付価格4,100円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年1月20日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者普通株式の終値3,980円に対して3.0%、同日までの過去1か月間(2025年12月21日から2026年1月20日まで)の終値の単純平均値4,005円に対して2.4%、同過去3か月間(2025年10月21日から2026年1月20日まで)の終値の単純平均値3,937円に対して4.1%、同過去6か月間(2025年7月21日から2026年1月20日まで)の終値の単純平均値3,296円に対して24.4%のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当します。

なお、公開買付者は、財務情報等の客観的な資料を参考にする等、対象者普通株式の株式価値に関する諸要素を総合的に考慮し第1回公開買付価格及び本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。

## ② 算定の経緯

公開買付者が本公開買付価格を決定した経緯は、上述のとおり、対象者の既存の株主に対して、適切な株価での売却機会を設ける必要があるという考え方から、対象者の市場株価及び著しく割安な堺アセットマネジメント公開買付価格に対して適切なプレミアムを付ける必要性や、第1回公開買付けに対する応募可能性等を総合的に勘案して設定した第1回公開買付価格と同一の価格とするものです。

### (5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	13,790,762(株)	—(株)	—(株)
合計	13,790,762(株)	—(株)	—(株)

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を設定しておりません。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者の株券等の最大数(13,790,762株)を記載しております。なお、当該最大数は、対象者第72期半期報告書に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数(22,274,688株)から、同日現在の対象者が保有する自己株式数(679,509株)を控除した株式数(21,595,179株)から、公開買付者グループが所有する対象者普通株式の数(7,804,417株)を控除した株式数です。

(注3) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注4) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

### (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	67,679個	(買付け等前における株券等所有割合 31.34%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	19,419個	(買付け等前における株券等所有割合 8.99%)
買付予定の所有株券等に係る議決権の数	137,907個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	215,919個	

- (注1) 「買付予定の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数（13,790,762 株）に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。また、上記の特別関係者には対象者の役員が含まれておりますが、当該役員が所有する議決権の数は、対象者により 2025 年 9 月 18 日付で関東財務局長に提出された第 1 回公開買付けに関する意見表明報告書における所有株式数に基づき記載しております。なお、当該役員の所有株券等も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」から当該役員が保有する株券等の数を除外しております。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者第 72 期半期報告書に記載された 2025 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数（1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第 72 期半期報告書に記載された 2025 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（22,274,688 株）から、対象者第 72 期半期報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（679,509 株）を控除した株式数（21,595,179 株）に係る議決権の数（215,951 個）を分母として計算しております。
- (注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### (7) 買付代金

56,542,124,200 円

(注) 買付代金は、買付予定数（13,790,762 株）に本公開買付価格（4,100 円）を乗じた金額を記載しております。

#### (8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
立花証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 13 番 14 号  
株式会社 DMM.com 証券（公開買付復代理人） 東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号 東京日本橋タワー 10 階

- ② 決済の開始日

2026 年 3 月 13 日（金曜日）

- ③ 決済の方法

（立花証券株式会社から応募された場合）

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。本公開買付けによる買付けは、金銭にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

（株式会社 DMM.com 証券から応募された場合）

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を公開買付復代理人の取引ツール（DMM 株 STANDARD）にて電子交付します。本公開買付けによる買付けは、金銭にて行います。買付け

られた株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、応募株主等口座（公開買付復代理人）へ入金いたします。

#### ④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店（タチバナストックハウスを含みます。）にご確認ください。）。また、公開買付復代理人（株式会社 DMM.com 証券）から応募された応募株主等については、応募株主等口座（公開買付復代理人）に返還いたします。ただし、対象者の特別口座管理機関である、三菱 UFJ 友信託銀行株式会社に開設された「特別口座」に記録されている株券等について応募し、当該特別口座から応募株主等口座へのお振替えが行われた場合、一度特別口座から振替えられた応募株券等については、再度特別口座に記録することはできませんのでご注意ください。詳しくは三菱 UFJ 信託銀行株式会社にお尋ねください。

### (9) その他買付け等の条件及び方法

#### ① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

該当事項はありません。

#### ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 1 号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、①対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剩余额の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の 10% に相当する額未満であると見込まれるものを見除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剩余额の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済開始日前を剩余额の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換に交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の 10% に相当する額未満であると見込まれるものを見除きます。）を行うことについての決定をした場合をいいます。また、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トまでに掲げる事由が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

#### ③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことが

あります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

#### ④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

(立花証券株式会社から応募された場合)

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店（タチバナストックハウスを含みます。）に、応募の受付の際に交付された「公開買付申込受付票」と「公開買付応募申込書」のコピーを添付の上、「公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面」（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

立花証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番14号

(その他の立花証券株式会社全国各支店（タチバナストックハウスを含みます。))

(株式会社 DMM. com 証券から応募された場合)

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除については、公開買付復代理人の取引ツール（DMM 株 STANDARD）から所要事項を入力する方法により解除手続を行ってください。

解除の申し出を受領する権限を有する者

株式会社DMM. com証券 東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号東京日本橋タワー10階

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

#### ⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条の規定により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

#### ⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法第 27 条の 8 第 11 項但書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

## ⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公司買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

## ⑧ その他

本公司買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものではありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公司買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公司買付けへの応募はお受けしません。

本公司買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められます。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公司買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

### (10) 公開買付開始公告日

2026年1月22日（木曜日）

### (11) 公開買付代理人

立花証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番14号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。

株式会社DMM.com証券（公開買付復代理人） 東京都中央区日本橋二丁目7番1号東京日本橋タワー10階

（公開買付けの応募手続等に関するお問い合わせは、公開買付代理人（立花証券株式会社：フリーコール（0120）192-460）にお願いします。）

## 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公司買付け後の方針等については、前記「1. 買付け等の目的」の「(3) 本公司買付け後の株券等の保有方針等」、「(4) 本公司買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「(5) 上場廃止の見込みの有無及びその事由」をご参照ください。

## 4. その他

### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

#### ① 公開買付者と対象者の間の合意の有無及び内容

該当事項はありません。

#### ② 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

該当事項はありません。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、2025年8月6日に「2026年3月期配当予想の修正（無配）及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」を公表しており、堺アセットマネジメント公開買付けが成立することを条件として、2026年3月期の中間配当及び期末配当を行わないこと、並びに2026年3月期以降の株主優待制度を廃止することを決議していました。

その後、対象者は、2025年11月21日に「剰余金の配当（中間配当）および配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しており、堺アセットマネジメント公開買付けが不成立となつたことに伴い、2025年9月30日を基準日として2026年3月期の中間配当を行うことを決議するとともに、同期の期末配当の配当予想を修正したことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

以上

### 【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

### 【将来予測】

このプレスリリースには公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる可能性があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

### 【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。) 第 13 条 (e) 又は第 14 条(d) 及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の中に含まれる財務情報は米国の会計基準に基づくものではありません。公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として権利行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又は個人に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人若しくは個人又は当該法人の関連者 (affiliate) について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものといたします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものといたします。このプレスリリース又はこのプレスリリースの参照書類の記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements) が含まれております。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」において明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、「将来に関する記述」において明示的又は黙示的に示された予測等が達成されることを保証するものではありません。このプレスリリース又はこのプレスリリースの参照書類の中の「将来に関する記述」は、このプレスリリースの提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

### 【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。